

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 28 日

香川県人事委員会委員長 平 尾 敏 彦

香川県人事委員会規則第14号

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

職員の育児休業等に関する規則（平成 4 年香川県人事委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（条例第23条第 3 項の人事委員会規則で定める非常勤職員） 第16条 条例第23条第 3 項の人事委員会規則で定める非常勤職員は、労働基準法（昭和22年法律第49号）第67条第 1 項の規定による育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成 3 年法律第76号）第61条の 2 第20項の規定による介護をするための時間の承認を受けて勤務しない非常勤職員とする。 （条例第23条第 3 項の人事委員会規則で定める時間） 第17条 条例第23条第 3 項の人事委員会規則で定める時間は、前条の育児時間又は介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間とする。	（条例第23条第 3 項の人事委員会規則で定める非常勤職員） 第16条 条例第23条第 3 項の人事委員会規則で定める非常勤職員は、労働基準法（昭和22年法律第49号）第67条第 1 項の規定により育児時間を請求した非常勤職員又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成 3 年法律第76号）第23条第 3 項の規定により介護のための所定労働時間の短縮の措置を講じられた非常勤職員とする。 （条例第23条第 3 項の人事委員会規則で定める時間） 第17条 条例第23条第 3 項の人事委員会規則で定める時間は、前条の育児時間又は所定労働時間の短縮の措置を講じられた時間とする。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。